

「方式審査便覧」改訂案に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方

番号	御意見の対象	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	全体	特許権を持つ本人が死亡した場合の、関連法規の扱いは特許庁において、慎重に扱っていただきたく存じます。	御意見として参考にさせていただきます。
2	45.20 64.20 111.02	「署名の本人確認に係る運用の変更」に関し、賛成する。各国ごとに公証等に関する状況が異なることを踏まえた柔軟な運用であると考えます。	御意見ありがとうございます。
3	04.09 04.10	「商標に係る指定期間満了後の期間延長の運用の変更」に関し、賛成する。審査の迅速化に資する運用であり、特許出願における、応答期間経過後の延長請求との取り扱いと統一が図られる点でも、当該運用変更は望ましいものと考えます。 ただし、「特許出願及び商標登録出願における拒絶理由通知の応答期間の延長に関する運用の変更について（平成28年4月1日開始）」にて周知された運用と比較すると、出願人及び出願代理人にとり手続可能期間を制限する運用変更となるので、十分な周知を要望する。	御意見ありがとうございます。本運用変更については、特許庁ウェブサイトでお知らせする等、十分なユーザー周知を図る予定です。

以上